

岡山県医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の23第1項の規定に基づき、県内における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項を協議するため、岡山県医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 県内における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項
- (2) 地域における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項
- (3) 小児科・産科等における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項
- (4) その他、医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、県知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、その任務を行うために必要があると認めるときは、関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、その所掌事項に係る専門事項を調査審議させるため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

(報酬)

第9条 委員又は欠席する委員が指名する代理の者が会議に出席した時は、報酬を支給することができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健医療部医療推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する(第9条(第10条)関係)。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する(第1条関係)。

附 則

この要綱は、平成31年2月5日から施行する（第3条関係）。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する（第9条（第10条）関係）。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する（第9条関係）。